

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（４）

2. 日時：令和５年７月６日（木）１０時００分～１１時１３分

3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官、

加藤試験炉係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

技術主席 他４名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

技術副主幹 他２名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

参考

- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（３）（令和５年７月３日）

https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/nuclear_facilities/meeting/170001972.html

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁ナカザワナカザワで精鋭ではこれよりヒアリングの方変えさせていただきます。本日は前回4月3日に引き続き、同じ資料を使いまして、
0:00:14	前回できなかったコメントを追加で、いや引き続き確認していく。
0:00:20	という判断にしたいと思っておりますよろしくお願いします。
0:00:30	では早速なんですけれども、
0:00:33	別表2のところで、お聞きしたいことがございまして、ですね。
0:00:43	具体的に申し上げますと、0.2-35ページ。
0:00:48	固体集積保管場Iのところなんですけれども、
0:00:53	そちら
0:01:00	価集積保管場閾値の内部収益金についてなんですけれども、こちらは斜樋リスロの設工認の令和3年に認可したものでありますけれども、
0:01:12	その際にですね、遮へい計算の前提として、
0:01:16	内部収益が外部事象、竜巻キーに堆積であることは、
0:01:22	最終分割申請、最終分割の設工認申請の中で示される前提で、
0:01:32	外部収益の遮へい能力を考慮した上で、認可しているという認識なんですけれども。
0:01:39	本件の審査を進めていく上で、内部収益の外部事象に対する基準適合性についても説明があるがあるという理解でよろしいでしょうか。
0:02:10	itと議事録をショウジです。
0:02:12	はい。それと記者へ、答え修正完了一井についてはですね、今認可いただいてございますがその中で外部事象については、
0:02:23	説明しておりませんので今回、もう少し
0:02:28	設工認での説明が必要かというふうに思っております。
0:02:37	はい。規制庁の岡沢です。それは内部収益について
0:02:42	て説明いただけるということでしょうか。
0:02:53	はい。原子力ショウジです。はいそのように考えてございます。
0:02:57	はい、ありがとうございます。
0:03:01	続きまして、ちょっとページが飛ぶんですけれども、
0:03:07	同じようにもう70ページ以降ですか。
0:03:15	OWTFの表になるんですけれども。
0:03:20	70ページで言いますと、十四条の工認、
0:03:27	括弧で二重丸っていうふうにあるんですけれども。
0:03:32	これは二重マルのところと、かなりが違うんでしょうか。
0:03:39	はい、原子力をイマイです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:45	括弧書きすいませんちょっと注釈判例がですね、ちょっと抜けておりましたので、追加させていただきたいと考えておりますが、
0:03:54	まず違いはですね、認可いただきました設工認の一覧表と記載を合わせたものから、括弧の表現をしてございまして、
0:04:07	この括弧の表現意義は、
0:04:14	基準適合には該当しないんですが
0:04:19	企業としては有しておりますということで技術基準の説明の中で申し上げているものを、括弧書きで主、説明してるものです。
0:04:30	具体的に今搬送設備の十四条のところをご指摘ありましたけども、ここで具体的にすれば、
0:04:39	14条の電源遮断かったとしても、
0:04:44	搬送にもですね、落下させないという、
0:04:50	機能というのはクレーンとして概要しておりますが、今回一律基準としては適合しませんと。
0:04:58	いうものを括弧書きで表現してるものでございます。
0:05:19	あ、規制庁の笠田です。
0:05:25	ありがとうございます。
0:05:27	近江チーフ。
0:05:32	技術基準には適合。
0:05:35	すいませんちょっと理解できないかもしれないんですけども。
0:05:43	技術基準への適合性、適合しない。
0:05:51	肥後氏が稲岡危機後、佐瀬少々お待ちください。
0:06:09	違う。すいません。規制庁の岡沢です。技術、技術基準には適合しないというご説明でしたけれども、
0:06:19	すいませんこの表現として出てくるのかすいませんも少し理解できなかったのもう一度ご説明をお願いできますか。
0:06:29	はい。原子力以外です。
0:06:32	はい。括弧書き上は条文は該当しませんが、この条文記載を同等の機能を有するものと、
0:06:42	いう判例のものでございます。
0:06:47	で、これは認可いただきました織田部っていうふうに、添付書類の十河をちょっと合わせる意味ですね。
0:06:58	この括弧書きの表現を踏襲させていただきました。
0:07:09	説明は以上になります。ありがとうございます。ということは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	OWTFの方の提供書類には、この括弧書きの2中もあれば、あるってことなんでしょうか。
0:07:24	はい、原子力以外ですはい。衛藤ラテ不能申請書類では、括弧書きで注記を付す形ですね。
0:07:34	凡例でそこをご説明してるものでございます。
0:07:38	これはですね、技術基準の説明の本文と整合を合わせるという観点で、この括弧書きの表。
0:07:49	合わせたというものでございまして、適合しない、いう観点からですね。
0:07:58	この別表にですね。
0:08:00	解説Ⅱの設工認の5点としましては括弧書きは、
0:08:08	確かになった言わないのかなとはちょっと今考えております。
0:08:13	規制庁赤沢です。補償評価を1佐治筆頭ですけども、横からすいません。
0:08:26	管理事業の技術基準規則の十四条では、何を言ってるかっていうと、その搬送設備は、次に消えるところによるものではないとあって、
0:08:38	括弧書きで人の安全に著しい支障を及ぼす恐れがないものを除くっていうのはあるんですよ前提で。
0:08:46	今話題に挙がってるのは、そのセル内にある搬送設備、
0:08:52	ですよ。
0:08:55	なので、セル内であることを考慮すると、仮に荷物が落下したとしても、
0:09:05	人の安全に著しい支障を及ぼす、
0:09:09	という要件に当たらないんじゃないのかっていうことで技術基準が直ちに適用される搬送設備やね。ではないっていうことで、除外をされたってそういう理解してるんですけども、それは正しいですかね。
0:09:25	はい。厳粛起きないです。はい。もうおっしゃる通りでございます。
0:09:30	鶴間井手様。はい。
0:09:32	ですよ。なので多分、厳密に言えば
0:09:37	十四条を1号に適合する日、17条に適合する必要がない。
0:09:45	設備である。
0:09:46	ていうのを言いたい。
0:09:48	ということですよ。
0:09:50	ただ設計上の考慮事項は申請書上適合条文じゃないんだけど、一応書いてますってそういう整理だったかなと思うんですけど。
0:10:02	1課の別所イマイですはい。その通りでございます。
0:10:07	だから特に厳密に標適合十分ではないってということだとする等印がなくてもおかしくないってそういうことなんだと思いますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:19	はい。原子カイマイです。はい。
0:10:22	おっしゃる通りです。
0:10:25	この括弧書きは、金融機関の記載と合わせたものでございますが、
0:10:35	整理としましては、条文適合に該当しないという整理でございますので、ちょっとここでは、ちょっと運用が混乱を招くところがございますので、
0:10:45	国庫だけはないという整理の方が、わかりやすいのかなと。
0:10:50	設問として、うん。
0:10:55	布施リースプループを考慮しておりますので、貢献マーク。
0:11:00	そのような形でちょっと修正したいと考えます。
0:11:06	はい。規制庁の伊藤です。中澤さんと今の話の流れで、何となく整理がつきそうですか理解が追いつきそうでした。
0:11:15	はい中沢です。
0:11:17	はい、比嘉見返り行きました。ありがとうございます。
0:11:21	はい、ありがとうございますで進めてください。はい。
0:11:26	別表 2 については、
0:11:31	について他に何か、規制庁側からございますでしょうか。
0:11:41	特になければ別所さんの方に移りたいと思います。
0:12:05	規制庁の布田です。別表 3 なんですけれども、別表 2 の希望を見直すに、
0:12:16	見直しに伴ってこちらの方も記載が変わってくるというふうに思っているんですけども。
0:12:23	そうですね。処理場と比べるとですね、備考の書き方が結構違うなというふうに感じておまして。
0:12:30	ですね。
0:12:37	機構の方にもうちょっと詳しくですね。
0:12:43	例えば、
0:12:49	評定事項は新規要求事項ですか、
0:12:53	今回の、
0:12:55	今回どういう工事が発生します。
0:12:58	というような内容を処理場参考にして追記いただくことって可能ですか。
0:13:18	原子カショウジやつ。はい。保健所も、備荒スポーツ詳しく書いてないということなのは症状を参考にですね、そこまでは追記イトウ見直したい、見直しを行います。
0:13:40	すいません少々お待ちください。
0:15:15	規制庁ナカザワですすいませんお話をしました。
0:15:18	当月予算の適合性の説明のところなんですけれども、すべて添付書類 6 っていうふうに書いてあるんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:27	もうちょっと詳しい。イエイ。
0:15:31	箇所を特定していただかないとちょっと確認が難しいかなというところもありますので、
0:15:37	研究所力の、
0:15:40	原大南小とか、
0:15:45	もうちょっと範囲をし、狭めることって、可能でしょうか。
0:15:57	はい。議事録はショウジです。はい。すいませんそういう意味ではですねちょっと余りにもちょっと大枠で書いてございますので、設工認の申請書に合わせ、
0:16:08	そのまま記載、もう少し詳しくですね記載のほうを、
0:16:12	どこに書いてあるかということで、詳細に記載するよう変更いたします。
0:16:20	はい。よろしく願いいたします。別表 3 について規制庁バーから他に何かございますでしょうか。
0:16:42	規制庁の赤沢です。伊東です。はいどうぞ。はないんですけど。
0:16:48	興味、11 条 12 条 22 条の関係で話をしてありました。下。
0:16:57	ちょっと前回どこまでやったかっていうのは、
0:17:00	曖昧なんですけど。
0:17:08	ナカザワです。11 条 12 条。
0:17:12	13 条 22 条、12 条。
0:17:16	少々お待ちください。
0:17:42	馬場ナカザワですすいません 22 条はまだでしたので、すいません。これから。
0:17:51	お聞きします。
0:17:54	はい。
0:17:55	はい。別表 2 の方に戻りまして、第 22 条、予備電源のところなんですけれども。
0:18:05	ここがですね新規規制基準追加要求事項として黒丸になってイマイるんですけども。
0:18:14	へえ。
0:18:17	確かに記載自体は変わってはいるんですけども、要求している内容自体に、特にと変更はない。
0:18:29	ここも考えておりますので、すいません。過去の基準と照らし合わせて、
0:18:37	再度ちょっと再度企業が正しいかどうか、ご検討お願いできますでしょうか。はい。
0:18:57	原子カショウジです。はい。前回、全体の条文ですね、再度見直してですね、該当するかしないかということで確認をいたしますので、合わせた形で 22 条についてもですね。
0:19:11	こちら確認させていただき、確認してですね、して、変更する変更するというところで、まずは確認していきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:23	はい。よろしくお願いいたします。
0:19:27	別府力さんについて、規制上、長川から他に何かございますでしょうか。
0:19:40	はい。いきます。
0:19:44	規制庁の羽田です。追加で申し訳ないんですけども、別表3の見方についてちょっと教えてください。
0:19:52	別表3のところ、色がついていないところ、グレーのグレーで塗りつぶされている行があると思うんですけども、これの違い。
0:20:04	てなんでしたっけちょっと案ご説明いただければと思います。
0:20:30	はい原子力機構ショウジです。
0:20:32	別表3でございますが、まず色がついているところについてはですね、従来、我々の班、
0:20:42	判断の中でひし形。
0:20:46	に位置付けられてるものということで記載をしておりますので、
0:20:50	ちょっと基本法を見直すということになってございますので、こちらの方もですね。
0:20:56	見直すおつもりですね、その色つけがわかるような記載をしたい、することで検討いたします。
0:21:07	はい了解いたしました。ちなみになんですけれども、色がついてないところで潰しがないところは規模で言うとなんになるんでしょうか。
0:21:23	原子力をショウジです。はい。いろいろ対別表3の色についてないところについてはですね、昨日で言いますと一重丸、
0:21:32	行って対応するところがございます。
0:21:35	はい。了解いたしました。ありがとうございます。
0:21:46	この規制庁わから何かございますでしょうか。
0:22:00	進めていただいて大丈夫です。
0:22:03	はい。では、進めていた佐瀬進めさせていただきます。
0:22:08	この日では続いてですね、廃棄物管理施設の許可申請書等、設工認のおもり確認一覧の資料の方に移りたいと思います。
0:22:27	はい。
0:22:31	まずこの日を確認させていただいたんですけども、規制庁の岡沢です。
0:22:39	ですね。
0:22:41	今回の申請に、府の範囲に含まれてない。
0:22:45	設備を、番号の設備についてですね、申請時期の欄での申請としているものが結構あるんじゃないかなという印象を受けておりますが、
0:22:57	例えばなんですけれども、
0:23:02	1 ページ目、目のナンバーに凝縮器。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:06	ですね。これは特に今回の設工認で、
0:23:13	今のPO2と照らし合わせた上では、お足申請の対象範囲外ではないか。
0:23:21	いうふうに思いますので、
0:23:24	別表2の方これから再検討いただけるということなんですけれども、別表2と照らし合わせて、申請時期を正確に記載していただければと思います。
0:23:37	この点いかがでしょうか。
0:24:00	もうちょっとこれっていうわけ。
0:24:02	はい。原子力の東海林です。
0:24:05	はい。そうですねその他別表の方ですね、再度見直しを行いますので、こちらへ抜け漏れ確認の表もですね、それに合わせて変更。
0:24:19	するところがあればですね、ここをしていくということで、こちらについてもですね、他の資料とあわせてですね直した結果も反映するということで見直しを行います。
0:24:31	はい。よろしく願いいたします。続けて、細かく説明について、ちょっと気になった点がありますので、ちょっとお伝えさせていただこうと思っております。
0:24:47	直接的なんですけれども3ページ目のナンバー40のところなんですけれども。
0:24:58	ここで許可書の方に、
0:25:01	所村にですねピットや関漏えい検出器というふうにしてありまして、設工認の登録設備名称のところ、各装置に対する出して、
0:25:13	ピックなり石なり、というふうにして、
0:25:18	いただいているんですけれども。うん。
0:25:21	漏えい検知器がですね、上田答え処理棟さんの廃棄貯槽にしか書いて、
0:25:31	いないっていうのがちょっと気になっておりまして、他の装置って検知器ついていないのでしたっけ。ちょっと確認させてください。
0:26:00	はい、衛藤原子力をショウジです。
0:26:03	細井三蔵、
0:26:06	神戸ナンバー40のところでございますが、ちょうど、
0:26:13	液体、液体廃棄物の廃棄施設、
0:26:17	液体を扱うところということで、それに関してピットや堰漏えい検知器をつけるということに許可書の記載になってございますので、
0:26:27	その場使う施設ということで説明書の方が、
0:26:32	扱う施設ということで記載をしておりますのでそれに対応して何があるかということで記載をしておりますので、
0:26:39	これ一。
0:26:41	教科書との整合という意味では、
0:26:45	記載通りという位置付けになってるか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:49	位置付けになっているということでこの 40 番の方の記載をしております。
0:26:59	規制庁の岡沢です。ですねえ。
0:27:07	設工認の案登録設備名称で、いろいろ書いていただいているところに、抜けがないかっていうのを気にしているんですけども。
0:27:23	例えば廃棄蒸発の事実ですと、ピットしかないっていうふうに、にも見えてしまうんですけども、そういう理解でよろしいですかほ他に何か。
0:27:31	石だったり漏えい検知器ってのはついてないんでしょうか。
0:27:55	はい原子力の荘司です。
0:27:58	はいところ、降雨決定ではですねもう回帰、液体廃棄物を内蔵する設備、予備機ということで、
0:28:08	ピットや石漏えい検知器を備えるというのが記載でございます。
0:28:13	んなんですが、ちょっとその他、
0:28:19	基本的にあるものを、当然、記載をしているということなので、
0:28:28	現実的に軌跡良いと。あと、席があるところはずべてと、あとは漏えい検知器がついてるところということでは、
0:28:38	すべて記載しているというふうに理解しております。
0:28:49	規制庁の戸澤です。すべて記載しているということでしたら、それで承知ですけども、念のため再確認、よろしく願い。
0:29:01	礼金つきに限らずですね他のところの再確認、すべての設備が網羅的に記載されているかという点で、確認をお願いできればと思います。
0:29:16	はい。議事録ショウジです。はい。そうですね別表の方も、見直すということでございますのでそれに合わせた形で、こちら向けの表もですね。
0:29:26	合わせた形で確認いたします。
0:29:37	すいません少々お待ちください。
0:32:06	規制庁カネコですすいません今のやりとりもう一度だけ確認したいんですけど、抜け漏れ確認表の別表 3 じゃない。横堀病院でね、ぬくもり表の、
0:32:19	12 分の 3、
0:32:21	ページ No。
0:32:23	40 番と 43 番のところなんですけど。
0:32:29	中里同じこと聞いちゃうかもしれませんが、
0:32:33	ここだここを見ると、漏えい検出器っていうのは β γ 固体、処理装置、処理施設のところしかないんですけど。
0:32:44	大洗管理施設の中で、この β γ 固体処理、ちょっと、
0:32:51	ちょっと貯蔵用廃液施設、設備以外に漏えい検出器ってついているところあるんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:05	背景と原子力交渉です。はい。
0:33:09	建築についてはですねこれ以外持つ
0:33:13	キーテープですこれ検証はございます。玉野剣持、抜け漏れ表の中では、 β γ 以外の漏えい検出器っていうのはどこに投票してくるんですか。
0:33:46	はい。9 ページのショウジです。
0:33:49	一般の例検知についてはですね
0:33:54	ちょっと簿
0:33:56	を河野柵木がでございますけども、当然そこにもですね漏えい検知器、守られた時の検知ということでは、設置は対設置されておりますが、
0:34:09	許可上ではそこまで、
0:34:12	ここについての当然書いてございませんけどもそれを設工認の方で、別表 2 にですね、照らし合わせてありますが別表 2 と比較した時に別表 2 等は、記載の方は、
0:34:24	回ってるというところで、
0:34:27	基礎、こちらの要件ボリューム表もあわせて記載をしているということでございます。
0:34:33	そうするとですよ、許可上は、大洗管理施設は漏えい検知器は β γ 固体処理棟にしかないっていう、そういうことになってるってそういうことですか。
0:34:56	はい、原子力機構ショウジです。
0:34:58	はいというと、
0:35:00	津波ではなくてですね、
0:35:03	管理施設としてはですね倉庫ありますけども、例えば、
0:35:08	大木です。
0:35:11	12 分の 11 ページをちょっとボタン電池計測生活計測制御という意味ではですね。
0:35:21	ございます。
0:35:23	少々お待ちください。はい。
0:36:00	元資料表ショウジすみませんお時間等させてもらいました。資料をですね例えば 137 番、
0:36:10	中央 2 分の 11 ページ、237 番ですね、漏えい検知器ということで記載はしてございます。
0:36:19	これについては継続性設備という位置付けでですね、漏えい検知器をつけておりますので記載としてはそちらにも記載をしております。
0:36:30	137 番の第 18 条要求というのは、
0:36:39	取り込め要求に関する内容じゃないんですけど、いや、そうするとちょっと質問を変えると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:45	許可の第3条に関連する漏えい検知器は、ベーターがところしかないっていう、そういうことでいいですか。
0:37:02	はい、原子力不祥事です。
0:37:04	はい。そういう意味ではですね、許可上としてはですね、第3条については、
0:37:11	この意見を例に書いてる、40ですか。
0:37:18	というところをして、設備、ということで考えてます。
0:37:23	だから許可で求められているとじ込み性能を満たすためにつけられている漏えい検知器は β γ のところしかないということですよ。
0:37:37	はい、原子力ショウジですはい。
0:37:39	そう考えてます。
0:37:45	そうすると一管理施設の中で閉じ込め性能が求められているのは、ベーター岩盤のところしかないっていうそういうことになってるっていう理解でいいんですよ。
0:37:59	前北井ですよ行きたいです。
0:38:04	原子力ショウジです。そういうわけではございませんのでとじ込みについてはですねピット堰とかですねピットとかで、
0:38:14	担保するということになるかと思います。ごめんなさいね、透明性の担保するためにつけられている漏えい検出器は、ベーターが0床しかないっていう、そういう理解でいいんですよ。
0:38:28	現地状況ショウジ再評価上はそう理解しております。はい、わかりましたありがとうございます。
0:38:37	藤所長すいません逆にね、計測制御系のところに出てくる漏えい検出器っていうのは、閉じ込め以外の要求を担保するためにつけられている検疫だと思んですけど。
0:38:50	例えば閉じ込め以外の目的で使われている、漏えい検出器ってどういう目的が、例えばあるでしょうか。
0:39:26	はい、原子力機構ショウジです。
0:39:29	はい。そういう意味ではですね
0:39:31	許可上ですね、
0:39:34	漏えいに関してはですね、早期発見、並びにですね監視する必要があると。
0:39:40	いう記載でございますので、そちらを担保するためには、
0:39:45	新規報告になります。
0:39:49	それは閉じ込め要求に対する対応なんじゃないの早期感知っていうのは、
0:40:08	原子炉協ショウジです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:09	はいちょっとすいませんその整理があまりできてないのでちょっとうちの方ですね再度、その辺は考え方を整理しまして、改めてご説明させていただきたいと思います。ただね、今の整理だと、
0:40:22	閉じ込め要求に対してつけられている漏えい検出器はβ γんとこしかなくて、
0:40:28	かつ、早期検知については、閉じ込め要求に対する対応を、
0:40:37	のはずですので、ちょっと改めて整理してもらえますか。
0:40:44	原子カショウジです。はい、了解しました改めてちょっと整理してご説明させていただきます。はい。基本的にね検知器は40万43番のところに全部出てこないと。
0:40:56	変なんじゃないかなって気がしますので、そういう視点で見てくださいな。
0:41:03	はい原子力をショウジですはい。整理させていただきます。はい。
0:41:12	では続けてですけども、同じ3ページ目の44から46番にファツリ一部パレット昇降装置、というのがありますが、
0:41:26	設工認には、根井の方の徳設備名称のところがバーになっていますが、
0:41:35	これは備考にも書いてある通り、搬送設備の一部として、
0:41:43	登録説明資料のところには搬送設備というふうに書いてあるのが、
0:41:49	はい。
0:41:51	搬送設備等書いていただいた方がいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:42:17	すいません補足しますとですね、この三つは搬送設備の一部ということなんじゃないかなと思ったので
0:42:29	今コメントさせていただきました。
0:42:44	原子力をショウジ、少しずつ時間いただけますでしょうか。はい、了解しました。
0:44:32	はい。原子力の庄司です。
0:44:34	はいすいません。時間。
0:44:37	しまいました。解決パッケージについてはですね落下防止を考慮したものということで吊具とかパレットとか、というのがありますが、
0:44:48	それについてはですね、今後、
0:44:51	ということが記載していますが、この辺の記載についてはですね、再度ちょっと検討させていただきたいと思います。
0:45:02	規制庁の岡沢です。はい、了解しました。
0:45:07	えっとですね。
0:45:08	まずその44から46のところは何を気にしているかというですね、評価書の方に、設備が書いてあるのに、設工認の登録設備がバーになってしまうと。
0:45:23	これ設工認マネージャじゃないかっていう話になってしまうかと思いますので、再度確認の方よろしく願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:33	正直言うところと。
0:45:59	続きまして、6 ページ目の方、移りたいと思います。
0:46:05	これは確認なんですけれども、ナンバー83 に冷却塔というのがあるんですけども。うん。
0:46:16	許可の方で外部事象の凍結対策として、冷却水が来ないようにですかね。冬場は、ヒーターを設置しますというのは、
0:46:31	決算になってるかと思うんですけど、冷却塔自体っていうのはどのような機能を持つものなんでしょうか。ちょっと教えていただけませんかでしょうか。
0:47:07	はい。原子力機構ショウジです。
0:47:11	今日も、冷却塔についてはですね、
0:47:16	例えば藤衛藤。
0:47:21	換気系とかの、ダンパとかに使用する、空気圧縮設備開くですね、そういうものになる空気圧縮設備とかを動かすと当然冷却水が必要になると。
0:47:32	その冷却水をですね冷やすために、屋外にですね、一般的に屋上とか、そういうところ置いてありますが、開放型の、
0:47:40	いわゆる空気と、ニーズを接触させて冷却させると、いうものでございますので、一般的な
0:47:50	足雰囲気圧縮設備のものとか、あと、建屋の冷房とかですね、そういうものに使う時の冷却水とか、そういうものを冷やすためのものでございます。
0:48:04	今回
0:48:05	この表に書いてございます。冷却費についてはですね、当然
0:48:11	安全機能を有する設備に関して、に対応するものがあるかという、いる設工認上はそういう記載ございませんので、
0:48:22	基本的に設置する場合は凍結防止を付けるということになってございますが、現状ですね、我々の方の安全機能を持つ者に対する冷却、それに対して使ってる冷却塔っていうのは、
0:48:38	ないと、いうことで記載をしてございます。
0:48:42	規制庁中澤ですありがとうございます。つまりこの冷却塔というのは、一般設備に当たるんでしょうか。
0:48:53	はい。原子力のショウジですはい。そういうことになります。はい。ありがとうございます。
0:49:08	規制庁の戸澤です。続きまして、
0:49:14	10 ページ目、2 の方お願いいたします。
0:49:21	10 ページ目は 125 番、積算線量計のところですけども。
0:49:28	これは特記事項のところですね、試験炉の方と共用しています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:36	ということですがけれども、
0:49:39	ちょっと事実確認ですがけれども、固定モニタリング設備の一部として共有しているという理解でよろしいですか。
0:49:59	はい。原子カシヨウジです。はい。これに関してはですね、
0:50:05	富井鳥居とストン等ですね。
0:50:08	に設置するんですが、そこにですね、配置するというので定期的に空気、空気吸収線量を測定するという位置付けで、配置しているものということになります。
0:50:29	はい、ありがとうございます。ちなみになんですけど、特記事項の一番最後の行でですね、技術基準がない設備というふうに書いてあるんですけども。
0:50:42	法令はですね、廃棄物管理の技術基準の第 16 条第 1 項、
0:50:49	第 5 号の方ですね、周辺監視区域における外部放射線に係る、
0:50:58	線量当量ん中の計測するようについていうふうに要求してまして、
0:51:06	ベース基準がない。
0:51:08	ていうのは、若干正確ではないかというふうな印象を受けております。もう一度技術基準の方見ていただいて、正しいかどうか確認。
0:51:20	はい。いただければと思います。
0:51:27	はい。原子カシヨウジです。はい。
0:51:30	この件についてはですね再度技術基準を確認させていただいて、確認してですね、記載の方を合わせた形で見直し対見直すということで、見直したいと思えます。
0:51:42	はい。よろしく申し上げます。
0:51:53	続いてですがけれども、最後の 12 ページの方に移りたいと思います。
0:52:02	ナンバーの 157、1652 漏えい金地域。
0:52:12	すいません 150 名の方の漏えい検出器、建築ですね。
0:52:17	高齢について登録設備名称がバーになっているんですけども。
0:52:26	具体的に何か、登録せ、今回の申請で、
0:52:31	設備は登場しないんでしょうか。
0:52:40	はい原子力はシヨウジ、少々お待ちください。すいません。
0:53:11	すいません商標シヨウジですいません。
0:53:14	一応この 157、No157 の記載についてはですね、許可症状ですね。ええ。
0:53:23	第 18-1 にありまして、いわゆる予備電源から、キョウデンする負荷とか容量という表がございますが、その中に書いてございましてそこが対象。
0:53:36	給電対象設備という位置付けでですね、DOWA
0:53:43	廃棄調理施設に、
0:53:47	という記載をしているところです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:51	なのでその記載についてはですね、改めて確認は主に
0:53:57	他見直すということで合わせて確認しますが、記載の方は、
0:54:05	そうですね登録設備。
0:54:08	今までのコメントございましたのでそこも合わせてですね、確認して、表示はそうな っていますが、記載、実際の記載としては、登録設備ということで、
0:54:19	記載できるかどうかも含めてですね、あの辺の資料を行います。
0:54:27	はい。規制庁の加賀です。ありがとうございます。そうですね。給電解消設備の一 部として上がっている。
0:54:36	というこ
0:54:38	許可の方ではですね、堀尾甲斐いたしました。
0:54:42	となると
0:54:47	記載については再度検討いただければと思います。
0:54:55	続きまして、161 番、同じページのところ、すいません 161 万と 162 番のところなん ですけれど。
0:55:07	登録設備名称のところ、
0:55:12	OWTFとそれ以外では、設備名称が異なっているんですけども、これって何か 理由はあるんでしょうか。
0:56:03	次に資料 1 ショウジ。少々お待ちください。申し訳ありません。
0:56:07	はい。
0:57:05	はい。原子力庁ショウジですすいませんお時間となっております。
0:57:08	161、162 の記載でですね、既設の設備とあとOWTF、記載の記載を分けていると いうことでございますが、
0:57:22	大園チーフについてはですね区分けの問題、いいかと思います。豊田部長につい ては、通信連絡設備の中の位置付けで被害を誘導設備ということで、
0:57:35	記載をしているということでございますが、既設本申請についてはですね安全避 難通路という位置付けで
0:57:44	今回申請するということになりますので、その区分け位置付けの違いということに なります。
0:58:03	規制庁の岡沢です。そうですね。
0:58:09	OWTFとそれ以外で位置付けが違うのには何か理由ってあるんでしょうか。もしわ かれば教えていただければと思います。
0:58:52	はい。衛藤技師助教庄司です。
0:58:54	その意味で宇田BFについてはですね第、技術基準の 19 条をですね通信連絡設 備の中の第 2 項、第 3 項、
0:59:04	野中新居。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:06	安齋日野氏は利用誘導設備と、
0:59:10	野口委員、お願いします。
0:59:16	次、19条の第3項のところにはですね事業所内の人の待機機能。
0:59:23	回避のための設備を設けるという位置付けで、
0:59:26	それを避難用平等設備という位置付けで設問を、
0:59:33	説明しているということでございます。
0:59:37	今回の申請についてはですね、安全避難通路ということで、表示精神通信先がないということでちょっと整理しておりましたのでこの辺については、再度ちょっと整理させていただいてご説明させていただきたいと思います。
0:59:57	規制庁の赤沢です。了解いたしました。
1:00:01	田丸は設備名称の違い。
1:00:04	ということもあるかと思いますが、
1:00:10	はい。よろしく願いいたします。
1:00:13	記載のほうが、
1:00:15	すいません。
1:00:22	続きまして180番の方に移りたいと思います。
1:00:29	安全保管設備というふうに許可の方には書いてありまして、
1:00:34	設工認の方では内部収益確保型済み保管設備というふうになっているんですけども。
1:00:43	内部収益としてしまうとですね設備の一部でしかないのではないかなというふうに思っておりまして、ここは適切な登録設備名称に、
1:00:55	していただければと思いますがいかがでしょうか。
1:01:23	はい原子力協ショウジです。
1:01:25	この180番の縦積み機関設備でございますとか、
1:01:31	その登録設備名称としてはですねまた手足を壁で囲まれた区域、
1:01:40	が、全体その保管するエリアという位置付けになるんで、この設工認上のこういう内部収益壁で
1:01:50	10円のはですね、近隣の認可を受けてます、設工認についてもですねこういう、この記載の仕方。
1:01:57	だったということもあってですね、何かこのような記載にしております。
1:02:09	規制庁の赤沢です。そうですね。
1:02:13	内部収益に囲まれた国の
1:02:18	片づい他設備というふうになっていって、
1:02:23	ですから内部収益以外に、
1:02:27	安全機能を有する設備は特にないのでしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:38	原子力はショウジです。その他はですね、車系のスラブとかそういうのがございますが、
1:02:48	それ以外は、
1:02:51	ちゃんと進まない。ございません。
1:03:38	規制庁仲田です。ということはですね。
1:03:41	これが遮へいすらブーの片づい保管設備には入らず、
1:03:49	他の設備と言ったらあれですけども、
1:03:53	数の子設備の中には入らないということ。
1:03:56	点数になっているということよろしいですか。
1:04:37	入ってと原子力をショウジです。そういう意味で言えば設備とう意味では、いわゆる内部集荷場も囲まれた。
1:04:46	空気、
1:04:48	というふうになるので、須藤部につい
1:04:53	1をですね、
1:04:56	遮へい機能とか、そういう、
1:05:00	そういう、
1:05:01	金曜日のやっぱツール。
1:05:04	乗っ取ろうということで設備としては、集荷ベーコン記載ライブ集荷場で、縦ずれ保管設備という。
1:05:12	位置付けになるかと思えます。
1:05:22	普通規制庁の香川です。間部通。
1:05:27	内部収益と社員スラブはそれぞれ個別の設備ということで、
1:05:33	はい、承知いたしました。
1:05:38	はい。今の点。
1:05:43	設備名称だけだとどういものなのか、うまく合わせていないというかわかりにくいということだと思うので、
1:05:53	病院ところで、設備名称としては、既工認で登録済みということなんであれば、
1:05:59	備考のところに、そのエリアの名称であると。
1:06:04	いうことを明示は、わかりやすく記載いただければいいのかなと思うんですがいかがでしょうか。
1:06:15	はい原子力部庄子です。はい。現状の記載だとわかりにくいところもありますので、その辺はですねわかりやすいような記載、例えば、先ほどおっしゃられました。
1:06:27	許可を受けているエリアの文章だとか、そういう記載をですね他も含めまして、全体的に見直して、記載を行います。
1:06:41	はいよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	はい。宮森加来委員の資料について他に規制庁側から何かございますでしょうか。お願いします。はい。
1:06:57	イトウからはございません。はい。ありがとうございます。
1:07:05	紙資料の方については、確認時、資料の方についての確認事項については、以上となります。ですね。
1:07:17	許可希望時期。
1:07:19	違います、設工認の認可希望時期というのを、
1:07:24	とかですね。
1:07:25	先週 5 ですか 0 令和 5 年 12 月下旬ということに変更しますという連絡をいただいているんですけども。
1:07:36	具体的聞いにどのようなスケジュールで説明を考えているのか、教えていただけませんか。
1:08:04	はい原子力機構ショウジです。
1:08:07	はい。
1:08:08	全体の進め方というか、考えているのですね。1 課あわせて本日問題いただきましたので、コメントいただいたということでそれについて修正していくということでございますが。
1:08:23	その修正案についてはですね、全部できたところからではなく、部分的に確認していただければというふうに考えております。それで
1:08:34	確認できたものについては全体に反映するというので、
1:08:38	資料の作成の方を進めさせていただければというふうに考えております。さらにそれを、これを踏まえてですね本間審査会合ということになるかと思うんですが、今回概要資料の方ですね、全体、4 回。
1:08:53	Bで説明すると、いうことになってございますので
1:08:57	我々としては月 1 回、
1:08:59	2 回させていただければということで考えてございます。なので 7 月、8 月、9 月、10 月と。
1:09:09	いうことで考えておりました補正を含め、
1:09:14	12 月ということで現状予定。
1:09:19	今日提出させていただいてるという流れになっております。
1:09:32	規制庁の岡沢です。或いは、ご説明ありがとうございます。ですね、もうすでに 7 月に入っていることもございまして、
1:09:44	今月中に 1 回やるというのはなかなか厳しいかなというのも考えて、
1:09:50	これはこちらの考えでございまして、
1:09:54	今、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:57	蒼天考慮いただきたいなというのと、
1:10:00	先ほどおっしゃっていただいた通り、特に、特に今回別表 2 の分量がかなり多い ですので、
1:10:09	まずは部分的に修正した、していただいて、こちらで確認させていただいて、
1:10:16	全体そう。
1:10:19	特に問題なければ全体にというふうな形にさせていただきまして、できるだけ効率的 に進められればというふうには思っております。
1:10:32	ので、引き続きよろしくお願ひします。
1:10:41	整備状況ショウジですはい。その下が我々も早く対応して確認していただくという ことで進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。
1:10:53	それでは本日のヒアリングはこれにて終了したいと思いますますが規制庁側から他に ございますでしょうか。
1:11:07	規制庁イトウですけれども。
1:11:09	先ほど毎月第 2 号ということをおっしゃっておられましたけれども、多分それがで きる前提ってというのは、パック、
1:11:21	技術基準適合性の根拠の資料が速やかに掲示できることも含めて、
1:11:28	あらかじめ準備されていることが前提になっていると思ひますし、
1:11:32	あとは審査会合を行って、
1:11:36	中身がある程度固まったところについては、その部分の構成案が神社につけられ ていって、
1:11:45	一連の会合は終わったら、速やかに規制をなされるということが前提だと思ひます ので、
1:11:51	これまでの実績なんかも踏まえつつ、本当に 12 月というのが現実的かっていうの は、再度スケジュールを検討いただいた方がいいかなと思ひしております。よろしく お願ひします。
1:12:07	はい。原子力ショウジです。はい。大瀬の通り、状況については把握とか理解して いるということになりますので劇がそれに対応するというので進めさせていただ ければと思ひ。
1:12:18	思っております。よろしくお願ひします。
1:12:24	岡規制庁から。はい。西条です。ありがとうございます。
1:12:33	他規制庁側から何かございますでしょうか。
1:12:37	僕んで修正したって言ったんです。
1:12:49	それでは規制庁側からは特にないようですので、これにて本日のヒアリング修理 をしたいと思ひます。
1:12:57	ありがとうございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:01	ありがとうございました。
---------	--------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。